

鳥取県告示第434号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品の物品
売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取中央農業協同組合
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社
地方卸売市場倉吉青果株式会社
大山乳業農業協同組合
株式会社万果
せきがね犬狹観光株式会社

2 委託期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで